

基本施策名 ⑳ 市民協働・地域コミュニティ

施策の体系			
市民協働・地域コミュニティ	市民活動・市民協働の活性化	市民活動の支援	2811
		市民活動支援センターの機能の充実	2812
		市民自治・協働の推進	2813
	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822
	市民参加機会の充実	市民参加機会の充実	2831

現状と課題

- ・2012年度(平成24年度)に制定した自治基本条例は、本市における最高規範とし、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。
- ・多様化する地域課題や住民ニーズに対応するため、2016年度(平成28年度)に制定した市民参加条例に基づき市民参加の機会の確保・拡大に努め、市民参加によるまちづくりの推進と市民の自主性及び自立性を尊重した活動の支援が求められています。
- ・市民参加に関する制度を活用し、より多くの市民が市の政策等の立案・実施・評価の過程に参加できるよう制度の浸透を図っていく必要があります。
- ・本市では、行政区等が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしています。人口減少、超高齢化により地域づくりの担い手も減少し、つながりが希薄化していく中で、誰もが地域活動や市民活動に関心を持ち、その担い手となるような人材の発掘と育成する環境の整備を進めていく必要があります。
- ・市民と行政がお互いの責任と役割を担いながら自助・共助・公助による協働のまちづくりをさらに進めていくために、市民同士や地域住民、市民団体、地域コミュニティ間等の連携支援を図るとともに、民間事業者など多様な主体と役割を分かち合っていく必要があります。また、市民活動組織の養成や公益的な活動への助成などを継続する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながら自治の担い手としてまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。
- 市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政など、多様な主体が役割を分かち合いながら連携してまちづくりが進められています。
- 地域住民相互の信頼関係に基づき、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動に参加している市民の割合	18.3%(H30)	20.0%	22.0%
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	81.6%(H30)	83.0%	85.0%

施策の内容

(1) 市民活動・市民協働の活性化

個別施策：①市民活動の支援

内容	地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む団体の育成を目的として、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して助成する市民活動助成金制度の充実を図ります。また、広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図るほか、活動に対する相談や助言による幅広い支援に努めます。
----	--

個別施策：②市民活動支援センターの機能の充実

内容	市民活動の拠点としてその活動を支援し、情報の収集や発信、交流機会の確保により市民活動の周知と活性化を図るとともに、市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等をつなぐ中間支援を行うなど、市民活動支援センターの機能の充実に努めます。
----	--

個別施策：③市民自治・協働の推進

内容	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民自治と協働のルールなどを定めた自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。 また、自治基本条例に基づく住民投票についての検討を行います。
----	--

主要事業

- ◆市民活動支援センター事業
- ◆市民活動助成金事業
- ◆協働のまちづくり推進事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等と協働している市民活動支援センター登録団体の割合	45.7%	50.0%	55.0%
自治基本条例を知っている市民の割合	25.6%(H30)	30.0%	35.0%

(2) 地域コミュニティの強化

個別施策：①行政区への支援

内容	行政区が取り組む地域の防災・防犯・福祉・保健活動や地域の親睦事業の支援の充実を図るとともに、行政区への加入促進など区の運営を支援します。 また、行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂を地域活動や市民活動の場として有効利用できるよう施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等の支援の充実を図ります。
----	---

個別施策：②地域コミュニティ活動の支援

内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。
----	---



主要事業	◆区育成補助事業 ◆地域コミュニティ活性化事業
------	----------------------------

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政区加入率	85.2%	85.2%以上	85.2%以上
地域リーダー人材育成のための 研修等の受講者数	71人	85人	100人

(3) 市民参加機会の充実

個別施策:①市民参加機会の充実	
内容	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会の充実を図ります。また、無作為抽出によるアンケート調査や市民討議会の開催など、多様な市民参加機会を充実し、市民の意向や提案を行政に反映させるよう努めます。
主要事業	◆協働のまちづくり推進事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民参加条例に基づく複数の 市民参加の手段の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%

関連する
計画・条例

■岩倉市自治基本条例
■岩倉市市民参加条例

基本
施策名 ②9 平和・共生

施策の体系			
平和・共生	平和行政の推進	平和意識の高揚	2911
		子どもを対象とした平和学習の推進	2912
	男女共同参画社会の推進	計画的な男女共同参画の推進	2921
		ジェンダー平等と多様性の理解促進	2922
	多文化共生・国際交流の推進	多文化共生の推進	2931
		国際交流の推進	2932

現状と課題

- ・本市では、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1995年(平成7年)12月に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。この宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策を継続的に展開しています。
- ・戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人材が少なくなっているため、戦争体験を語り継ぐ人材の育成が課題となっています。
- ・次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和を願う心を育むため、さらなる啓発活動を実施することが重要となっています。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、本市においても、男女共同参画基本計画を策定・推進し、市民一人ひとりがともに支え合う調和のとれた社会をめざしています。多様な人材を活用する観点などから女性が活躍できる環境の整備や、性的少数者^{*1}への理解を深めるなど、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を理解し、尊重できる社会の実現に向けた総合的な取組も必要となっています。
- ・2020年(令和2年)4月1日時点の外国籍市民は、2,690人で人口の5.6%となっており、そのうち約半数がブラジル国籍となっていますが、国籍の多様化が進んでおり、外国籍市民等が生活しやすい環境や支援体制づくりが必要となっています。
- ・多文化共生^{*2}の地域づくりを進めるために、地域における国籍を超えた市民同士の交流や地域の活動、あるいは国際交流団体を通じての活動を支援し、地域を活性化していくことが求められています。
- ・国際交流員が小中学校等で行う交流活動を通じて、児童・生徒をはじめ市民の国際理解を促進しています。また、中学・生海外派遣事業は、生徒が派遣先でのホームステイや学校訪問を通して、現地での生活や文化を経験する貴重な機会となっています。

施策がめざす将来の姿

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ受け継ぎ、誰もが平和を大切にしています。
- 性別やジェンダー^{*3}などにかかわらず、誰もがその個性を発揮し、活躍することができる社会になっています。
- 市民レベルでの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実し、互いの文化を認め合う意識が醸成された多文化共生社会が実現しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和活動の推進に満足している市民の割合	85.3%(H30)	87.5%	90.0%
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合	84.1%(H30)	87.5%	90.0%
国際交流や外国籍市民との共生に満足している市民の割合	91.1%(H30)	92.0%	93.0%

施策の内容

(1) 平和行政の推進

個別施策:①平和意識の高揚	
内容	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、多様な世代の参加による平和事業を推進します。
個別施策:②子どもを対象とした平和学習の推進	
内容	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学校で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎の平和事業に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。
主要事業	◆平和祈念市民参加事業 ◆小中学生平和祈念派遣事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和事業を一つ以上認知している市民の割合	59.8%(H30)	65.0%	70.0%
小中学生平和祈念派遣団団員数	14人	14人	14人

(2) 男女共同参画社会の推進

個別施策:①計画的な男女共同参画の推進	
内容	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の推進や進捗状況を評価する市民参加の男女共同参画基本計画推進委員会の設置や市民が企画・運営を行う男女共同参画セミナーの開催など、男女共同参画社会の実現に向けた事業に取り組めます。また、女性の声を市政に反映するため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。
個別施策:②ジェンダー平等と多様性の理解促進	
内容	家庭や地域生活、社会参加において性別、ジェンダーや性的少数者であることにかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、講座やイベントの開催等、市民の意識の醸成と啓発に努めます。
主要事業	◆男女共同参画基本計画推進事業 ◆男女共同参画普及・啓発事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
審議会等への女性登用率	30.8%	33.0%	35.0%
男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	195人	300人	300人





(3) 多文化共生・国際交流の推進

個別施策：①多文化共生の推進	
内容	外国人サポート窓口の充実、やさしい日本語を活用した情報提供、災害時の支援体制の確保に努めます。また、国籍等異なる市民の交流を促進し、相互理解を図り、すべての市民が地域社会の一員として支え合う多文化共生のまちづくりを推進します。 さらに、外国籍市民等の生活を支援するための日本語教室や健康相談を行う岩倉市国際交流協会等の活動を支援します。
個別施策：②国際交流の推進	
内容	小中学校における国際理解教育を推進するために、国際交流員による活動や異文化体験の機会となる中学生海外派遣事業を継続します。また、国際交流を広めるため、多くの市民が参加する国際交流に関するイベントやホームステイなどの国際交流団体の活動を積極的に支援します。
主要事業	◆国際交流事業補助事業 ◆国際交流員事業 ◆外国人サポート事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
外国人サポート窓口相談件数	4,876件 (R2.9末時点)	10,500件	11,000件

関連する計画・条例

■岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030(令和3年度～令和12年度)

■岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)

■第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

用語の解説

※1:性的少数者
同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、心とからだの性別が一致しない人などの「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

※2:多文化共生
国籍や民族などの異なる人たちが、互いに文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※3:ジェンダー
生物学的な性別に対して、社会の男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的な性別のこと。

基本施策名 ③⑩ 情報発信・情報共有

施策の体系			
情報発信・情報共有	情報発信の充実	広報いわくらの充実	3011
		多様な媒体による広報活動の推進	3012
		シティプロモーションの推進	3013
	広聴の充実	多様な広聴活動の推進	3021
		市民意向の定期的な把握	3022
	情報公開・個人情報保護	情報公開の推進	3031
		個人情報の保護	3032

現状と課題

- ・情報の魅力を増やし、見やすく、探しやすくするため、2015年(平成27年)に広報いわくらを、2016年(平成28年)にはホームページをリニューアルしました。
- ・情報発信手段を充実させてより多くの人にタイムリーに情報を届けるようにするため、市公式フェイスブックやLINEを開設しました。
- ・広報紙は市からの情報を伝えるだけでなく、多くの市民が紙面に登場したり制作に関わることで、より親しみのあるものとする必要があります。
- ・本市の魅力や強みを市内外へ発信することで、市民が岩倉への愛着・誇りを持つとともに市外からの移住者を促し、定住人口の増加・持続的な発展につながります。
- ・2016年度(平成28年度)から取り組んでいるシティプロモーション事業は、市民の岩倉への愛着の醸成と市外への情報発信を目的として、「いわくらしやすい」というシンボルメッセージとブランドロゴの制作、市民から集めた「いわくらしやすい109の理由」をもとに、名古屋駅前でのポスタージャックやデジタルサイネージ、また、PR用動画の配信、サウンドロゴを活用したラジオCMの放送などを行いました。
- ・引き続き、本市の特性・独自性を生かしたシティプロモーションを展開し、対外的な魅力発信と合わせ市民のシビックプライド醸成を図り、移住・定住人口の増加につなげていくことが求められています。
- ・情報の取得・発信手段が多様化する中で、双方向でのより迅速・的確な情報提供・共有を行う仕組みづくりが求められています。
- ・直接意見を聞く機会の少ない年齢層からも効率よく意見を聞くことができるような広聴を行う必要があります。
- ・本市では、自治基本条例において、執行機関が保有する情報は市民との共有物であると規定し、積極的な情報公開やインターネット上での公文書目録の公開等により、互いに信頼関係を築きつつ、市民が主人公の市民参加のまちづくりに取り組んでいます。
- ・2018年度(平成30年度)に導入した文書管理システム(電子決裁)の導入により、情報公開請求された文書の特定が迅速化され、請求者の利便性の向上につながっています。
- ・本市では、2016年度(平成28年度)から二次利用しやすい形式でオープンデータをホームページ等で公開しています。
- ・行政の保有する個人情報については、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどによって、その適正な取扱いが明らかにされており、その徹底に努めています。
- ・開かれた行政、身近な行政の実現のためには、これからも個人情報の適正な取扱いの徹底に努めながら、情報公開の一層の充実を図っていくことが大切です。

施策がめざす将来の姿

- 市民と行政が情報を共有し、活発な意見のやりとりにより、市民の声が反映された市政運営が行われています。
- 市への愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思われるまちになっています。
- 情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われるとともに、市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民の声が反映された市政運営が行われていると思う市民の割合	70.3%(R2)	75.0%	80.0%
ずっと住み続けたいと思っている市民の割合	72.4%(H30)	75.0%	78.0%
市政情報の提供に満足している市民の割合	83.5%(H30)	85.0%	90.0%

施策の内容

(1) 情報発信の充実

個別施策:①広報いわくらの充実	
内容	手に取って見てみたくなる、かつ、読みやすく親しみやすい広報紙とするため、企画・制作への市民参加を充実させ、また、多くの市民が登場する紙面づくりを行います。
個別施策:②多様な媒体による広報活動の推進	
内容	情報を必要とする人へ、素早く、漏れなく情報が届くようにするため、ホームページやほっと情報メール、SNS、広報いわくら音声版など多様な媒体を活用し、的確な情報発信を行います。
個別施策:③シティプロモーションの推進	
内容	「いわくらしやすい」ブランドロゴや動画等を活用し、市民ぐるみで本市の魅力を発信し、認知度の向上と移住・定住の促進を図ります。
主要事業	◆広報紙発行事業 ◆ホームページ等管理運営事業 ◆シティプロモーション事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広報いわくらを利用している市民の割合	80.3%(H30)	83.0%	85.0%
市ホームページを利用している市民の割合	25.9%(H30)	30.0%	40.0%
ほっと情報メール・市公式SNSの登録人数	5,000人	7,000人	9,000人

(2) 広聴の充実

個別施策:①多様な広聴活動の推進	
内容	行政区や地域の集まり等に市長や職員が出向く意見交換会やタウンミーティング等により、よりの確な意見把握に努めます。また、幅広い世代から意見を聴くため、「市民の声・私の提案」をはじめ多様な手段で広聴活動を展開します。
個別施策:②市民意向の定期的な把握	
内容	市政への評価・満足度を一定の指標で継続的に把握し、施策に反映させていくため、市民意向調査をはじめとするアンケート調査を定期的に行います。
主要事業	◆小学校区意見交換会 ◆市民の声・私の提案 ◆市民意向調査

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広聴活動に参加した市民の数	785人	1,000人	1,200人



(3) 情報公開・個人情報保護

個別施策:①情報公開の推進	
内容	ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめとしたわかりやすい方法での行政文書の公開とオープンデータの充実により、積極的な行政情報の提供に努めます。また、市役所の情報サロンを活用し、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。
個別施策:②個人情報の保護	
内容	本市が保有する個人情報及び特定個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努め、個人情報保護制度を適切に運用します。
主要事業	◆情報公開・個人情報保護に関する研修

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
オープンデータの公開データ件数	19件	25件	35件

関連する計画・条例

- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市情報公開条例
- 岩倉市個人情報保護条例
- 岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

基本施策名

③1 行政経営・財政運営

施策の体系			
行政経営・財政運営	計画的な行政運営の推進	行政評価制度による計画的な行政運営の推進	3111
		行政改革の継続的な推進	3121
		民間活力の導入	3122
		ICTを活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	広域行政・広域連携の推進	3124
		公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131
	安定した財政運営	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131
		市税等の収納率の向上	3141
		受益者負担の適正化	3142
		様々な手法による財源確保	3143
		効果的・効率的な予算執行	3144

現状と課題

- ・本市では、自治基本条例において、計画的な市政運営や行政評価の実施を規定し、総合計画の進行管理の役割を持つ行政評価制度の確立、明確な基準に基づく行政評価の実施により、財政計画や予算と連動した総合計画の進行管理を行い、市民サービスに対する満足度を高めていく必要があります。
- ・人口減少や超高齢社会の到来と多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、財政需要は高まる一方で、大幅な歳入の増加は見込めない状況の中、共通課題を持つ他自治体との広域的な連携・協力や民間事業者の活力導入を推進して、市民満足度の向上をめざした行政経営を行う必要があります。
- ・2011年(平成23年)以降、行政経営の視点からも市民満足度の向上を目指す行政経営プランを策定し、行政改革に取り組んできました。今後も、行政改革に取り組み、より効率的な行政経営を進めることが求められています。
- ・2001年度(平成13年度)から住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の発行をワンストップサービス化し、2017年度(平成29年度)からマイナンバー制度を利用して、必要書類の簡素化や手続きのオンライン化を進め、市民サービスの向上を図ってきました。
- ・ますます発展を続けるICTは、市民生活や社会経済にとって必要不可欠なものになっています。こうした状況において、情報セキュリティの確保を図りながら、保健・福祉・教育・生涯学習などあらゆる市民サービスの向上や業務の効率化にAI等やICTを活用していく必要があります。
- ・2016年度(平成28年度)に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理方針や再配置における具体的な数値目標を設定しました。この計画をもとに2018年度(平成30年度)に策定した公共施設再配置計画と公共施設長寿命化計画に基づいて、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組んでいく必要があります。
- ・本市の市税は、個人市民税、固定資産税の割合が高く、法人市民税の割合は低くなっています。経済、景気動向の直接的な影響を受けにくい財政基盤ではありますが、市税の中心である個人市民税は、生産年齢人口の減少による市民所得の低減とともに縮小していくことが見込まれるため、収納率の向上や新たな財源などによる自主財源の確保が重要です。
- ・2019年(令和元年)10月の消費税率の改定を踏まえ、公共施設等使用料の見直しを実施しましたが、引き続き、必要なサービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、使用料・手数料、負担金等の定期的な見直しを行う必要があります。
- ・継続して、事務事業の見直しや選択と集中、市債発行の抑制による市債残高の縮減などの取組により健全で安定した財政運営を進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価制度の的確な運用及び行政改革の推進により効果的・効率的な行政経営が行われています。
- 行政の情報化がさらに進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。
- 限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営が行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
計画的・効率的な行政経営が行われていると思う市民の割合	18.3%(R2)	26.0%	30.0%
実質公債費比率※1	4.0%	9.0%以内	9.0%以内
将来負担比率※2	26.6%	60.0%以内	60.0%以内

施策の内容

(1) 計画的な行政運営の推進

個別施策：①行政評価制度による計画的な行政運営の推進

内容	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るため、外部評価を含めた行政評価制度の的確な運用を図ることによって、PDCAサイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。
----	---

主要事業 ◆行政評価事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
基本計画目標数値達成率	—	100%	100%

(2) 効率的で満足度の高い行政サービスの推進

個別施策：①行政改革の継続的な推進

内容	行政サービスの最適化を図るため、本市の限られた経営資源をより効率的、効果的に活用し、行政改革に取り組みます。行政改革の推進にあたっては、(仮称)行政改革行動計画を策定し、評価しながら進めます。
----	--

個別施策：②民間活力の導入

内容	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、民間との役割分担の見直しにより、市民サービスの質の向上や業務効率を向上させるため、指定管理者制度、民間の資金やノウハウを活用したPPP／PFI※3の導入や業務の民間委託など、多様な視点から民間活力の導入を図ります。
----	---

個別施策：③ICTを活用した効率的な行政運営と市民サービス

内容	AI等やICTの活用により業務の効率化を図るとともに、適切な情報セキュリティを確保しながら、いつでもどこでも簡単に申請や届出等ができるオンライン手続や証明書コンビニ交付サービスなどにより質の高い市民サービスを実現するための環境の整備を推進します。
----	---

個別施策：④広域行政・広域連携の推進

内容	広域的な課題に対応するため、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化等の検討を行います。また、本市の行政課題に対応するために、地域の特性を生かし、市民の生活圏や市民ニーズを踏まえた他自治体との連携を推進します。
----	--

主要事業

- ◆行政改革推進事業
- ◆証明書コンビニ交付サービス事業
- ◆電子自治体推進事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政改革行動計画の達成率	—	100%	100%
オンラインでできる手続件数	57件	75件	100件



(3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

個別施策：①公共施設等の総合的かつ計画的な管理	
内容	公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な施設改修等を推進していくため、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組むとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。また、大規模な改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。
主要事業	◆公共施設再配置計画・公共施設長寿命化計画推進事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共建築物の延床面積	101,528㎡	101,362㎡	99,431㎡

(4) 安定した財政運営

個別施策：①市税等の収納率の向上	
内容	市税等の納付忘れがないように口座振替制度の利用拡大を図るとともに、納税者の利便性向上のため多様な収納方法の導入に努めます。
個別施策：②受益者負担の適正化	
内容	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。
個別施策：③様々な手法による財源確保	
内容	市有財産の有効活用・売却や広告、ふるさとといわくら応援寄附金など新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。
個別施策：④効果的・効率的な予算執行	
内容	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、将来にも責任ある計画的な予算を編成することとし、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行により健全な財政運営を行います。また、財政に関する情報をわかりやすく公表することにより市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めます。
主要事業	◆ふるさとといわくら応援寄附金事業 ◆財政状況の公表

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市税収納率	97.4%	98.0%	98.5%
経常収支比率※4	86.8%	93.0%以内	93.0%以内

関連する計画・条例

- 岩倉市公共施設等総合管理計画(平成29年度～令和38年度)
- 岩倉市公共施設再配置計画(令和元年度～令和38年度)
- 岩倉市公共施設長寿命化計画(令和元年度～令和38年度)
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市財政状況の公表に関する条例

用語の解説

※1：実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合(本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合)等の公債費に準ずる準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。数値が低いほど良好。

※2：将来負担比率
地方債現在高などから基金などを控除し、将来負担すべき実質的な負債の規模を示した指標。上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合等に係るものも含め、自治体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。数値が低いほど良好。

※3：PPP／PFI
PPP(Public Private Partnershipの略)は公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。公共サービスの提供に民間資本や民間ノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもので市場化テストやサウンディング調査等、様々な手法がある。
PFI(Private Finance Initiativeの略)は社会資本整備などの公共サービス供給を民間主導型で行うこと。民間の資金とノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行う手法。

※4：経常収支比率
人件費や扶助費などの経常的に支出する経費に、市税など経常的に収入される一般財源がどの程度充てられるかを表す指標。数値が低いほど弾力的な財政運営が図れる。

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

基本施策名 ③② 組織・人事マネジメント

施策の体系	弾力的な組織体制の構築	行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編	3211
		適切な人員配置	3212
		働き方改革の推進	3213
	職員の能力開発	人材育成の推進	3221
		人事評価制度の適切な運用	3222
		職員研修等の充実	3223

現状と課題

- ・人口減少の進展や人口構造の変化、経済規模の縮小、市民ニーズの多様化など、社会経済環境が急激に変化しており、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなっています。
- ・本市では自治基本条例において、柔軟な組織体制、計画的かつ適正な定員管理及び人材育成について規定しています。
- ・そのような中、効率的な行政サービスを展開していくことができる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりに努めています。今後も職員を適切に配置し、組織を活性化していく必要があります。
- ・職員採用については、多様な人材や障がい者の雇用など、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めています。
- ・地方公務員法等の改正により、2020年度(令和2年度)から会計年度任用職員制度が導入され、従来の嘱託職員及びパート職員等の身分が会計年度任用職員へと統一されました。今後も制度の適切な運用を図っていくことが必要です。
- ・2019年(平成31年)4月に施行された働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の是正が社会的な課題となっており、生産年齢人口が急速に減少する中で、従来の働き方を大きく変える「働き方改革」が国や地方公共団体に求められています。
- ・そのような状況の中、本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の未然防止、行政機能の維持・業務継続、さらに、働き方改革の推進のため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方である在宅型テレワークを導入しました。今後は、テレワークを含め、職員一人ひとりが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^{*1})を図りながら能力を最大限発揮できるよう、時代に即した、職員の働き方の見直しに取り組む必要があります。
- ・2014年(平成26年)10月に策定した人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの能力と意識の向上を図り、市民との信頼関係を築き、市民の視点に立って、スピード感を持って前向きにチャレンジする職員を育成し、職員力、組織力を強化していく必要があります。
- ・地方公務員法の改正により、従来実施してきた目標管理制度を一部修正し、2016年(平成28年)4月から業績評価を、また、従来実施してきた勤務評定をベースに10月から能力評価を実施しています。人事評価制度を適切に運用することにより、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 社会的なニーズに対応した柔軟な組織体制と適切な人員配置により、市民サービスが向上しています。
- 職員としての使命と責任を持ち、自ら考え、行動できる職員が育成され、市民から信頼される組織となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
職員の対応に満足している市民の割合	80.3%(R2)	83.0%	85.0%

施策の内容

(1)弾力的な組織体制の構築

個別施策:①行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編

内容	社会情勢の変化や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民が利用しやすい組織づくりを行います。
----	---

個別施策:②適切な人員配置

内容	計画的な職員採用や定員管理に努めるとともに、再任用制度、任期付職員制度などの活用により、適切な人員配置を行います。また、必要に応じて、プロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。
----	--

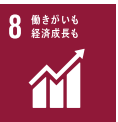
個別施策:③働き方改革の推進

内容	職員の誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てるよう仕事と生活の調和を図るとともに、多様な働き方を可能とする仕組みを整備することにより、職員の働き方改革を推進します。
----	--

主要事業

- ◆定員管理事業
- ◆働き方改革推進事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民が利用しやすい組織だと思う市民の割合	78.8%(R2)	80.0%	82.0%



(2) 職員の能力開発

個別施策:①人材育成の推進	
内容	人材育成基本方針に基づき、職場環境を充実し、人事管理制度及び職員研修と連動した人材育成を推進します。
個別施策:②人事評価制度の適切な運用	
内容	職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていくため、人事評価制度の適切な運用を図ります。
個別施策:③職員研修等の充実	
内容	人材育成基本方針に基づき、意欲と情熱を持って新たな課題に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員を育成するため、職員研修等の充実を図ります。
主要事業	◆人事評価制度運用事業 ◆職員研修事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
研修に対して満足している職員の割合 (平均)	87.7%	90.0%	95.0%

関連する計画・条例

- 岩倉市人材育成基本方針(平成26年10月策定)
- 岩倉市定員管理計画(令和元年度～令和5年度)
- 岩倉市自治基本条例

用語の解説

※1:ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和と訳され、長時間労働や仕事中心といった働き方を見直すことにより、仕事を持つ人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方・活動が選択・実現できるようにしていくもの。